

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【公表番号】特表2016-519143(P2016-519143A)

【公表日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-039

【出願番号】特願2016-513900(P2016-513900)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/737	(2006.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
C 0 8 B	37/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/737	
C 1 2 Q	1/02	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	7/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
C 0 8 B	37/02	

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月9日(2017.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象の末梢血中への前駆細胞および/または幹細胞の動員に使用する、平均分子量の範囲が4500～7000Daのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項2】

前記前駆細胞および/または幹細胞が、コロニー形成単位・顆粒球、赤血球、単球、巨核球、CFU-GEMMおよび赤芽球バースト形成細胞BFU-Eからなる群より選択されるコロニー形成細胞である、請求項1に記載の使用ためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項3】

対象の血流中への標的白血球、特にリンパ球の動員に使用する、平均分子量の範囲が4500～7000Daのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項4】

平均分子量の範囲が4500～5500Daである、請求項1～3のいずれかに記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項5】

平均硫黄含有量が 15 ~ 20 % の範囲内にあり、好ましくは約 17 % である、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 6】

水性注射液として処方される、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 7】

前記対象の体重 1 kg 当たり 0.1 ~ 50 mg の範囲内、好ましくは前記対象の体重 1 kg 当たり 1 ~ 50 mg の範囲内、より好ましくは前記対象の体重 1 kg 当たり 5 ~ 25 mg の範囲内の用量で投与されるよう処方される、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 8】

前記ヒト対象の前記血流中に前記細胞が動員される時点の前に約 0 時間 ~ 約 6 時間以内の間隔を置いてヒト対象に投与されるよう処方される、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 9】

前記ヒト対象の前記血流中に前記細胞が動員される前記時点の前に約 0 時間 ~ 約 4 時間以内の間隔を置いて前記ヒト対象に投与されるよう処方される、請求項 8 に記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 10】

前記対象の前記末梢血中に前記細胞を動員するのに顆粒球コロニー刺激因子 G - C S F と併用するよう処方される、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 11】

前記 G - C S F が、前記対象の前記血流中に前記細胞が動員される時点の 2 ~ 4 日前に 1 回または 2 回、好ましくはこれに加えて前記対象の前記血流中に前記細胞が動員される前記時点の当日に、前記対象に投与されるよう処方される、請求項 10 に記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 12】

前記デキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩は、さらに、前記対象の前記血流中に肝細胞増殖因子 H G F を誘導する、請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の使用のためのデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩。

【請求項 13】

平均分子量の範囲が 4500 ~ 7000 D a のデキストラン硫酸またはその薬学的に許容される塩と、顆粒球コロニー形成刺激因子 G - C S F とを含む、細胞動員組成物。

【請求項 14】

水性溶媒をさらに含む、請求項 13 に記載の組成物。

【請求項 15】

薬物として使用する、請求項 13 または 14 に記載の細胞動員組成物。

【請求項 16】

対象の末梢血中への前駆細胞および / または幹細胞の動員に使用する、請求項 13 または 14 に記載の細胞動員組成物。

【請求項 17】

対象の血流中への標的白血球、特にリンパ球の動員に使用する、請求項 13 または 14 に記載の細胞動員組成物。